

神栖市共同募金委員会 令和6年度第2回運営委員会

開催日時 令和6年9月19日(木) 午前11時55分～午後12時07分まで
開催場所 神栖市役所分庁舎会議室2. 3
出席委員名 篠塚洋一、千葉千恵子、野口修一、鈴木伸洋、日高篤生
出席監事名 岡野一男、森本政一

議 事

協議事項 令和6年度共同募金運動実施要項(案)について 事務局(相良光浩事務局次長)

資料の2ページをお願いいたします。共同募金運動については、赤い羽根の募金ということで戦後の昭和22年から全国一斉に行われている募金活動となっています。使われ方としては、民間の社会福祉施設、社会福祉団体、NPO法人などの活動を応援することと、地域に根差して活動している市町村社協が行う地域福祉活動を応援するという2つの大きな目的のために、募金運動が10月1日から12月末まで展開されるものです。

実施主体は茨城県共同募金会で、各市町村に募金委員会が置かれています。神栖市はこの神栖市共同募金委員会が実施主体となります。募金目標については、茨城県全体で茨城県共同募金委員会が目標額を定めます。定めた目標額に対して各市町村別に割り当てがありますが、令和6年度茨城県共同募金委員会が示した目標額は県全体で354,188,000円、うち神栖市には3,415,000円の目標が示されています。ただし、神栖市では本要項の趣旨に基づいた運動を展開し、市民の自主的な判断で募金にご協力をいただけるようご案内をする計画としています。具体的な手法は大きく3つで展開します。

1番目は街頭募金として公共機関の窓口をはじめ、市内100カ所のお店や飲食店、施設などに募金箱を常設させていただいて、“自由に、何回でも、誰でも、いくらでも”募金ができる環境を作ります。続いて2番目が職域募金です。市内572の企業・事業所に、社会福祉協議会の法人会員の加入のお願いと合わせて、赤い羽根の職域募金にも協力してくださいという内容のダイレクトメール形式でお願いをします。さらに3番目は地域募金で、地区や自治会といった地域から何らかの形で協力をお願いするものです。これも決して強制するわけではなく、取り組むか取り組まないかも地区の判断にお任せして、一世帯ずつ集めて回る方法、あるいは区の予算の中から一定額を一括で募金として協力していただく方法、あるいは地区のお祭りなどに募金箱を置いて、そこに集まったお金を地区の募金とする方法などを社協から提案をして、やるかやらないか、やるならどんな形式でやるかを各地区に選んでいただく展開をしております。そのため啓発活動としては、社協の広報紙やホームページを活用して市民に周知を図るとともに、専用のチラシなども作って各地区の回覧などに使わせてもらえるようにこれから準備を進めたいと考えております。

具体的な手法としては、3ページから5ページにかけては各地区の街頭募金でお願いをする予定の募金箱を置いていただくお店です。この6年度依頼という欄に丸がついているところはすでにお願いが確定したところで、昨日9月18日時点の状況をお知らせしています。併せて、去年と一昨年のその募金箱にいくら入っていたかの実績をまとめてご確認いただけるような資料としています。昨日の時点でお願いが確定しているのが99カ所となっております。こちらについては、かみす社協ニュース9月号で募金箱設置店を募集しているところでもう少し増える可能性があります。

6ページと7ページは職域募金としてダイレクトメールでお願いした企業・事業所とは別に個別にお願いをする予定の事業所をまとめております。職域募金については、市役所の職員の方にもご協力をいただいておりますが、それ以外の施設や事業所の職員の方にもお願いをして、一部はすでにご利用いただいております。6年度依頼の欄に丸があるところが、依頼予定の事業所で、数字が入っているところはすでに募金をいただいたところです。

8ページから9ページは地域募金ということで、全ての地区にお願いをする予定としておりますが、過年度の実績として5年度・4年度・3年度に協力いただいた地区には、その手法と募金実績を表にまとめています。多くの地区は地区の予算の中から一括という形で募金に協力していただける地区がほとんどなっていますが、コロナの前は地区のお祭りを開催する時に、大きめの募金箱を置かせていただいたこともありました。最近はお祭り自体が少なくなってきたようなので、実績は少し下がっている状況です。各地区へのお願いは、10月11日に区長さんに対して市が行う後期の説明会がありますので、そこで共同募金のおお願いの時間をいただく予定をしております。具体的な運動の計画は以上となります。

10ページは参考資料となります。平成20年度から令和6年度までの目標額の設定状況とそれに対する神栖市の実績、また茨城県全体の実績を表にまとめています。目標額については、A募金とB募金を合わせた金額が各地町村の目標額として定められていて、A募金とは何か、B募金とは何かについては、下に※印で記しております。A募金が茨城県全体の福祉増進に使われるということで、県域で活動している団体の活動費や施設で設備改修などをしたいというようなところは、A募金の中で募金を取りまとめられ、その結果が提供されます。B募金については市町村社協の事業を通じて行うということで、これは市町村社協に最終的には助成という形で戻ってくる金額になります。以上が本日の協議決定事項に関する事務局からの説明です。

(篠塚議長)

ただいま説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。令和6年度共同募金運動実施要項の内容について、質疑等がありましたらよろしくお願ひします。

(篠塚議長)

一点確認ですが、この募金は県にいくわけですね。

事務局(相良光浩事務局次長)

そうです。10ページに関する補足をさせていただきます。集まった募金は、全て茨城県の共同募金会に送金されます。市町村全ての募金が集まった段階で、計画に基づいた配分を茨城県の共同募金会が行います。それはいくら募金が集まったかによって、申請額通りに配分されるところとその実績に応じて少し下げて配分決定をするということで、いずれもこれは茨城県の共同募金会が配分委員会というところで決定をして、その決定の結果が社協も含めて申請された団体に配られるという形になります。これは令和6年度に集めたお金は令和7年度に配分されますので、令和7年度にこういう活動をしたいということで、県域の団体や社協も含めてこれだけの活動をしたいので、これだけの配分をお願いしますと申請して、それを全部取りまとめて目標額が決められて、それをまた人口割で市町村割り当てがあり、それに基づいて各市町村はそこを目指して募金運動に取り組みます。あくまでも募金ですので、集まった金額は全額県共同募金会に送りますが、集まった金額が少なければ少ないなりの配分になり、多ければ申請時よりも少し多めに社協には配分がされる場合もあります。神栖市の場合は目標額よりも実績が下回っているため、申請通りに配分されることはないです。ただ、いくらかは共同募金会から助成金をいただいています。

(森本監事)

今の時代、行政区はあまり期待できませんよね。

(篠塚議長)

行政区内でも祭りとかも少なくなつたし、だから行政区一括で2万円とか3万円とかになってしまう。一般の人が集まるようなイベントであれば募金も集まると思いますが、なかなか厳しいですね。

(篠塚議長)

それではよろしいですか。質疑はないようなので、これより採決をとります。令和6年度共同募金運動実施要項については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(篠塚議長)

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり決定することといたします。本日予定されました審議につきましてはこれで終了しましたが、この他に委員や監事の皆様から何かご意見等、ご発言はございますでしょうか。

(その他質疑なし)

(篠塚議長)

以上をもって本日の協議を終了します。ご協力ありがとうございました。

事務局(橘田勝事務局長)

篠塚副会長、議事進行お疲れ様でした。また委員の皆様、監事の皆様、慎重なご審議をありがとうございました。以上をもちまして、令和6年度第2回神栖市共同募金運営委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。